

令和6年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(6 月 13 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	認定こども園の要件を定める条例 新旧対照表	1
2	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	2
3	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	3

1 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条 略 （法第3条第1項の要件） 第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。 （1）～（3） 略 （4） 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育又は保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。 （ア）・（イ） 略 （ウ） 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>15人</u>につき1人以上 （エ） 満4歳以上の子どもおおむね<u>25人</u>につき1人以上 イ 略 （5）～（10） 略 第3条・第4条 略	第1条 略 （法第3条第1項の要件） 第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。 （1）～（3） 略 （4） 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 次に掲げる基準に適合する数の教育又は保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。 （ア）・（イ） 略 （ウ） 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>20人</u>につき1人以上 （エ） 満4歳以上の子どもおおむね<u>30人</u>につき1人以上 イ 略 （5）～（10） 略 第3条・第4条 略

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第45条（略） （職員） 第46条（略） 2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。 第47条～第118条（略）	第1条～第45条（略） （職員） 第46条（略） 2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。 第47条～第118条（略）

3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第7条（略） （職員）		第1条～第7条（略） （職員）	
第8条 1・2（略）		第8条 1・2（略）	
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。		3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。	
園児の区分	員数	園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき 1人	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき 1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき 1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき 1人
（略）		（略）	
備考（略）		備考（略）	
4～6（略）		4～6（略）	
第9条～第26条（略）		第9条～第26条（略）	